

避難確保計画

(社会福祉施設)

対象災害 : 洪水 ・ 高潮 ・ 土砂災害

(対象となる災害に○をつける)

_____ (施設名)

____年____月 作成

—目次—

1. 計画の目的・報告	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	4
4. 情報収集及び伝達	7
5. 避難誘導	8
6. 避難の確保を図るための施設の整備	10
7. 防災教育及び訓練の実施	11
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）	12
別紙 防災体制一覧表（自衛水防組織を設置しない場合）	14
外部機関等への緊急連絡先一覧	14

※自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

- ・洪水、高潮が対象となる場合

要配慮者利用施設には、自衛水防組織設置の努力義務が課せられています。

（水防法第15条の3第7項）

- ・土砂災害が対象となる場合

要配慮者利用施設には、自衛水防組織設置の努力義務規定はありません。

【添付資料（袖ヶ浦市への提出は不要）】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

■緊急連絡網

■対応別避難誘導方法一覧表

1. 計画の目的・報告

- この計画は、本施設における利用者の洪水時・高潮時・土砂災害発生時または土砂災害のおそれがある場合の、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

※関連法：水防法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(土砂災害防止法)

- また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水や土砂災害等に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。
- 計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を袖ヶ浦市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本施設に勤務または利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

構造	☐ 木造 ☐ 非木造		階数	____階建て		使用階	____階
利用者	昼	____名	夜間	____名	休日	____名	
施設職員		____名		____名		____名	

【対象となる災害種別】

洪水 (小櫃川) ☐	浸水深の想定		
高潮 ☐	浸水深の想定		
土砂災害 ☐	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域
	土石流	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域
	地すべり	☐ 土砂災害警戒区域	☐ 土砂災害特別警戒区域

■ 事前休業の判断について（該当する場合のみ記載）

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、通所部門は臨時休業を判断する。

または午前____時の時点で、「袖ヶ浦市」に以下のいずれかが発令されている場合も同様とする。

- ・ 暴風警報または特別警報、大雨警報または特別警報
- ・ その他（_____）

【別紙 1 施設周辺の避難経路図】

災害のおそれがある場合の避難場所は、ハザードマップの浸水想定区域・土砂災害警戒区域等から、以下の場所とする。

避難経路図

3. 防災体制

《洪水が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル2】洪水注意報の発表 ・ 対象河川の氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）の発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒 体制	洪水警報（警戒レベル3相当情報）の発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 保護者への事前連絡	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	
		・ 使用する資機材の準備	避難誘導要員
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・ 緊急安全確保措置 （その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者（または自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

3. 防災体制

《高潮が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル2】高潮注意報の発表 ・ 台風情報の発表	・ 高潮関連情報の収集	情報収集伝達要員
警戒 体制	高潮注意報※の発表 ※警報基準に6～24時間後に切り替える可能性が高いもの。(警戒レベル3相当情報)	・ 高潮関連情報の収集	情報収集伝達要員
		・ 保護者への事前連絡	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮警報（警戒レベル4相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 使用する資機材の準備	
		・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
		・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令		
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・ 緊急安全確保措置 （その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

3. 防災体制

《土砂災害が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	【警戒レベル2】大雨注意報の発表	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）の発表 ・ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 保護者への事前連絡	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	
		・ 使用する資機材の準備	避難誘導要員
非常体制	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令 ・ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）の発表	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・ 緊急安全確保措置（その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報 土砂災害警戒情報	テレビ、防災行政無線、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（避難指示等）	テレビ、ラジオ、袖ヶ浦市ホームページ、緊急速報メール、防災行政無線、袖ヶ浦市生活安全メール 等

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面の危険な前兆が無いかな等を施設内から確認を行う。
- 次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、袖ヶ浦市からの情報を待つことなく避難を開始する。

代表的な土砂災害の前兆現象

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ がけの表面に水が流れ出す | ・ がけや斜面から水が噴き出す |
| ・ 小石がパラパラと落ちる | ・ 井戸や沢の水が濁る |
| ・ 樹木が傾く | ・ 樹木の根の切れる音がする |
| ・ 樹木の倒れる音がする | ・ がけに割れ目が見える |
| ・ 斜面が膨らみだす | ・ 地鳴りがする |
| ・ 家や擁壁に亀裂が入る | ・ 地面が揺れる |

(2) 情報伝達

- 「緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 避難した場合の避難先等の情報を保護者・家族に連絡する。

5. 避難誘導

■ 避難場所等は以下のとおりとする。

1、立退き避難（水平避難）を行う場合

	避難場所名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間
洪水		m	☐ 徒歩 ☐ 車両____台 ☐ その他 ()	分
		m	☐ 徒歩 ☐ 車両____台 ☐ その他 ()	分
高潮		m	☐ 徒歩 ☐ 車両____台 ☐ その他 ()	分
		m	☐ 徒歩 ☐ 車両____台 ☐ その他 ()	分
土砂 災害		m	☐ 徒歩 ☐ 車両____台 ☐ その他 ()	分
		m	☐ 徒歩 ☐ 車両____台 ☐ その他 ()	分

※避難場所は各災害2箇所選定すること。

2、屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

	建物名称	避難階	移動手段
洪水		階	
高潮		階	
土砂災害		階	

※近隣に安全確保できる建物がない場合は記入不要

- 土砂災害については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立ち退き避難が推奨されている。
ただし、施設が土砂災害特別警戒区域に含まれておらず、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保も可能とする。その場合は、備蓄物資を用意する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、以下の「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧（チェックを入れる）

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	☐ テレビ、 ☐ ラジオ、 ☐ タブレット、 ☐ ファックス、 ☐ 携帯電話、 ☐ 懐中電灯、 ☐ 電池、 ☐ 携帯電話用バッテリー
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等）、 ☐ 案内旗、 ☐ タブレット、 ☐ 携帯電話、 ☐ 懐中電灯、 ☐ 携帯用拡声器、 ☐ 電池式照明器具、 ☐ 電池、 ☐ 携帯電話用バッテリー、 ☐ ライフジャケット、 ☐ 蛍光塗料 ☐ カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）
施設内の一時避難	☐ 水（1人あたり__ℓ）、 ☐ 食料（1人あたり__食分） ☐ 寝具、 ☐ 防寒具
高齢者	☐ おむつ・おしりふき
障がい者	☐ 常備薬
乳幼児	☐ おむつ・おしりふき、 ☐ おやつ、 ☐ おんぶひも
その他	☐ ウェットティッシュ、 ☐ ゴミ袋、 ☐ タオル、 ☐ マスク ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ） ☐ （ ）

浸水を防ぐための対策

- ☐土嚢、☐止水板
☐その他（）

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

- ☐土嚢、☐壁の補強、☐非常用サイレン
☐その他（）

※事前の対策

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年__月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年__月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 本計画に基づく訓練を実施した際は、袖ヶ浦市長へ報告する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年__月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年__月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ▶ 自営水防組織を設置または変更したときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を袖ヶ浦市長へ報告する。

別添 自衛水防組織活動要領(案)

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする。)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

統括管理者 _____		
統括管理者の代行者 _____		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・ 館内放送等による避難の呼び掛け ・ 気象情報、洪水予報等の情報の収集 ・ 関係者及び関係機関との連絡
	班員 _____ 名	

避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認
	班員 _____ 名	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

<別紙>

■防災体制一覧表（自衛水防組織を設置しない場合）

袖ヶ浦市への提出は不要

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

管理権限者 _____		
管理権限者の代行者 _____		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 自衛防災活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・ 館内放送等による避難の呼び掛け ・ 気象情報、洪水予報等の情報の収集 ・ 関係者及び関係機関との連絡
	班員_名 _____	

避難誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 _____	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認
	班員_名 _____	

■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
避難誘導等の支援者					
医療機関					

【添付資料】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

袖ヶ浦市への提出は不要

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

[illegible]

■緊急連絡網

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

袖ヶ浦市への提出は不要

氏名
連絡先

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

袖ヶ浦市への提出は不要

[illegible]

(避難場所への移動)

(その他の対応)

17